

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

不利益処分の内容	児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令	
根拠法令等及び条項	児童福祉法第46条第4項	
処分基準	根拠条項	児童福祉法第46条第4項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の18の3
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる児童福祉施設の設置者。</p> <p>2 処分内容 児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止を命ずる。</p>	